

居宅介護支援重要事項説明書

株式会社 nankin

ケアプランセンター てらす

居宅介護支援重要事項説明書

1 当法人の概要

名称・法人種別	株式会社 nankin
代表者名	代表取締役 曾根 孝洋
電話番号	082-401-4199
法人所在地	広島県東広島市豊栄町乃美 3 4 4 9 番地

2 当事業所の概要

事業所名	ケアプランセンター てらす
所在地	〒739-2311 東広島市豊栄町乃美 3 4 4 9 番地
事業者指定番号	3472503253
管理者	(管理者) 曾根 孝洋
通常事業の実施地域	東広島市 (豊栄町・福富町) ※実施地域以外はご相談ください。

3 事業所の職員体制等

従業者の職種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	管 理 業 務	1 名 (介護支援専門員兼務)
介護支援専門員	居宅介護サービス計画作成	常勤兼務 1 名

4 営業時間

営業時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日 緊急の場合など電話による対応可能です。

5 サービス利用料金

(1) 利用料

要介護者として認定された方は、介護保険で全額給付されるので利用者の負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、一旦実費にて頂く事があります。

居宅介護支援利用料（地域区分 1単位：10.21円）

取り扱い件数区分	料金（単位数）	
	要介護 1・2	要介護 3～5
居宅介護支援（Ⅰ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者件数45件未満	11,088円/月 (1,086単位)	14,406円/月 (1,411単位)
居宅介護支援（Ⅱ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者件数45件以上60件未満	5,554円/月 (544単位)	7,187円/月 (704単位)
居宅介護支援（Ⅲ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者件数60件以上	3,328円/月 (326単位)	4,308円/月 (422単位)

加算（地域区分 1単位：10.21円）

加算名称	料金（単位数）	算定要件
初回加算	3,063円/月 (300単位)	・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合
通院時情報連携加算	510円/月 (50単位)	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,552円/月 (250単位)	利用者が入院した当日、医療機関職員に対して必要な情報を提供した場合（営業時間終了又は営業日以外の日に入院された場

		は入院日翌日も含む)
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	2,042 円/月 (200 単位)	利用者が入院してから 3 日以内に、医療機関職員に対して必要な情報を提供した場合 (営業時間終了後から入院された場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合はその翌日も含む)
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無し	連携 1 回	4,594 円/月 (450 単位)
	連携 2 回	6,126 円/月 (600 単位)
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有り	連携 1 回	6,126 円/月 (600 単位)
	連携 2 回	7,657 円/月 (750 単位)
	連携 3 回	9,189 円/月 (900 単位)
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042 円/月 (200 単位)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
特別地域居宅介護支援加算	所定単位数の 15%加算	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを実施し居宅サービス調整を行った場合
		厚生労働大臣が定める地域に所在する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

減算

減算名称	料金（単位数）	算定要件
特定事業所集中減算	所定単位数から 200 単位減算	正当な理由なく同一法人によってサービス提供されたものの占める割合が 80% を超える場合
運営減算	所定単位数から 50% で算定	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合
業務継続計画未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算	感染症、非常災害の発生においてサービス提供を継続的に実施し早期に業務再開を図るための計画を策定していない場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算	虐待防止のための委員会、指針整備、従業員への研修、担当者の設置を行っていない場合
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の 95% を算定	居宅介護支援事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上住む建物に居住する利用者

その他

交通費	サービス提供エリアに関わらず居宅訪問に係る交通費は無料です。
解約料	解約料は一切かかりません。

6 当事業所のサービスの方針等

- (1) 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれる環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。

- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行い、市町、地域包括支援センター、他の特定居宅介護支援事業者、医療機関、介護保険施設等との連携に努めていきます。
- (3) 利用者は、居宅サービス計画の作成時、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが出来、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- (4) 利用者が入院された場合、居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有し、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援できるよう、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先にお伝え下さい。
訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状況等について、ケアマネジャーから主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

7 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも月に1回、ケアマネジャーが利用者宅を訪問し、本人の心身の状態やケアプランの利用状況について確認します。
オンラインモニタリング	テレビ電話等装置等を用いて本人の心身の状態やケアプランについて確認します。少なくとも2月に1回利用者宅を訪問し状況を確認します。 (オンラインモニタリング実施の際は別紙にて説明、同

	意を得ます。)
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定更新や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等に入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

居宅介護支援の業務範囲外の内容

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び家族を車に乗せての送迎 ・直接の身体介護 ・家事、買い物等の代行業務 ・金銭管理 ・救急車への同乗、入院時の手続き
-----------------	---

8 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所	電話番号 082-401-4199
お客様相談コーナー	F A X 082-401-4198
	管理者 曾根 孝洋
	対応時間 月～金 8：30～17：30

○円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

利用者からの相談・苦情の申し出があった場合は下記の通りとし、直ちに「苦情受付表」を作成するものとする。

- (1) 利用者からの相談・苦情の申し出があった場合、その苦情が軽微なもので受理担当者において直ちに処理できるものについては、その都度対応処理する。
- (2) 受理担当者において対応できないと判断される苦情については、その場で処理するのではなく、詳しい内容について関係者からの聞き取り及び調査を行い、「苦情受付表」により検討会議においてその具体的処理について迅速且つ適切

に対応する。

- (3) 「苦情受付表」は苦情の内容、具体的処理の内容、反省、改善点等について記載し、5年間、管理、保管する。

○ 公的機関においても、次の機関においても苦情申出ができます。

東広島市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地 東広島市西条栄町8番29号 電話番号 (082) 420-0937(直通) F A X (082) 422-2858 対応時間 月～金 8:30～17:15
広島県国民健康保険団体連合会(国保連) 介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 (082) 554-0783 F A X (082) 511-9126 対応時間 月～金 8:30～17:15

9 ハラスメント防止のための取り組み

ハラスメントについて、別紙に定める当法人ハラスメントマニュアルに従い業務に努めます。

10 個人情報の秘密保持

- (1) 当事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合を除いて第三者に漏らすことはありません。なお職員が退職など任務を離れた場合も同様、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 介護支援専門員が、サービス担当者会議を開催して居宅サービス計画を作成し、事業者との連絡調整等を行って円滑にサービスを提供する場合には、前項の規定にかかわらず、必要最小限の範囲内で情報提供することができるものとします。

11 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 2 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 高齢者虐待防止のための指針整備
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る
- (4) 虐待防止のための指針を整備する
- (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 3 身体拘束について

利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況に並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 4 事業継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

1 5 感染症の予防及びまん延防止のための指針

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

【説明確認欄】

____年 ____月 ____日

指定居宅介護支援のサービス提供開始にあたり、上記により重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地 東広島市豊栄町乃美 3449

事業者名 株式会社 nankin

ケアプランセンター てらす

説明者 曾根 孝洋 (印)

指定居宅介護支援のサービス提供開始にあたり、上記のとおり説明を受け、
了承しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ (印)

家族の代表 住所 _____

氏名 _____ (印)

(続柄 _____)